

西条市農業委員会 平成29年度第11回総会 議事録

1. 日 時 平成30年2月5日(月) 午前10時30分から午前11時00分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員24名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%
推進委員 出席者 24名 欠席者 6名 出席率 80.00%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 眞鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	26番 越智 勝邦
	2番	石橋 和敏	13番	一色 和成	27番 玉井 隆志
	3番	一色 達夫	14番	稲井 重弘	28番 桑原 俊樹
	4番	高橋 豊重	17番	垂水 久明	30番 今井 文雄
	5番	伊藤 正夫	18番	四之宮 明	
	6番	伊藤 龍二	19番	眞鍋 幸正	
	7番	日野 哲也	21番	高橋 寿夫	
	9番	岡本 省三	22番	佐伯 美一	
	10番	安藤 英利	23番	永井 正幸	
	11番	栗田 房信	25番	渡部 靖	

○欠席者氏名

8番	宮武 恭宏	15番	武田 義臣	16番	瀬良 隆彦	20番	高橋 正
24番	石川 清幸	29番	曾我 敏数				

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 事務局次長 渡邊賢一郎

東予分室長 谷本 仁志

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第11総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 【 会長挨拶 】

【 議長選出 】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加藤会長よろしくお願ひします。

【 会長、議長席に着く 】

議 長 ただ今から、平成29年度 第11回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議 長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。

山内 隆 委員、伊藤健一 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が、8番 宮武恭宏 推進委員、

20番 高橋 正 推進委員、24番 石川清幸 推進委員、

29番 曾我敏数 推進委員から出ておりますので、ご報告いたします。

議長 ただいまの出席委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

45号は、〇〇氏が、〇〇氏から、借りている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。本件は、昨年11月、第9回総会において審議されましたが、当時、対象農地の半分ほどが、駐車場となっていたため、駐車場部分を、農地へ原状回復しないと、許可はできないものとして、保留となっております。この度、是正が完了しましたので、再度、ご審議いただくものでございます。

72号及び73号は、〇〇氏が、経営規模拡大、及び、借地購入のため、〇〇氏、並びに、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

74号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

75号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

76号は、〇〇会社が、現在、借地をしている農地について、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。なお、〇〇会社が、農地所有適格法人であることは、事務局において確認済みでございます。

77号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

78号は、〇〇氏が、現在、借地をしている農地について、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇氏が、新規就農のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

80号及び81号は、〇〇氏が、〇〇氏、並びに、〇〇氏へ、所有権を移転しようとする申請でございます。受人である両名の目的

- 事務局 は、経営規模の拡大でございます。
以上、11件、ご審議よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。以上、11件の提案説明がありましたが、まず、保留になっていた45号を議題といたします。
当案件について、地域の担当委員さんの意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 〇〇委員 45号は、先ほど事務局より説明のあったとおり、昨年保留となっておりました、〇〇氏の3条申請でございますが、再調整され、庄内地区3委員で現地の確認をしました結果、3条許可は妥当であると認めます。以上です。
- 議長 ありがとうございます。次に、79号を、議題といたします。
当案件については、新規就農の面接を行っておりますので、担当委員より、面接結果の報告をお願いします。
- 〇〇委員 今回の新規就農に伴う、農地の買い受け希望者につきまして、平成30年1月19日に、丹原総合支所において面接を行いました。
面接を行ったのは、〇〇、および私、〇〇です。
当案件の申請人は 〇〇氏、〇〇才であります。〇〇氏は、〇〇出身であり、奥さん、子ども家族4人で〇〇を經由して西条市へ移住しております。俗にいうIターンとなります。
〇〇氏は、この1年間、〇〇において、果樹・野菜の栽培研修を受けた、とのことでした。
今後は、近隣の事業所で研修を続けながら、自らの農園を営んでいきたいとのことでした。
この農地法3条申請の農地は、現在、柿が植栽されておりますが、柿を伐開し、ブドウに変え、ゆくゆくは、6反程度の観光農園を営みたいとのことでした。
この営農計画に対し、当面の生活費及び必要な機材等は準備しているのかと、質問したところ、双方とも準備している、とのことでした。この後、暫時、農業経営について指導し、面接を終了いたしました。
面接の結果、〇〇氏の、この3条申請に対する許可は、妥当と判断いたします。以上で報告を終わります。
- 議長 ありがとうございます。
農地法第3条の申請について、以上11件、提案いたしますので、

議 長 よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。45号から、順次、お願いします。

地区委員 45号 問題ありません。
72、73号 問題ありません。
74号 問題ありません。
75号 問題ありません。
76号 問題ありません。
77号 問題ありません。
78、79、80、81号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。
27号は、〇〇氏が、貸事務所兼、貸事業用倉庫を建築しようとする申請でございます。
申請地には、既に、事務所、倉庫が建築されており、その是正案件でございます。申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 27号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法 第5条 関係

次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

150号は、〇〇氏が、〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、露天貸資材置場に転用しようとする申請でございます。

151号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

152号は、〇〇会社が、〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、露天作業場に転用しようとする申請でございます。

153号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、アパート1棟を建築しようとする申請でございます。

154号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。

155号は、〇〇会社が、〇〇氏外2名から、所有権移転を受け、露天資材置き場に転用しようとする申請でございます。

申請地は、既に資材置き場として使用されており、その、是正案件でございます。

156号は、〇〇氏が、〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、露天貸資材置き場として転用しようとする申請でございます。

申請地は、既に資材置き場として使用されており、その、是正案件でございます。

157号は、〇〇会社が、公売にて落札した農地の所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

158号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐

事務局 車場に転用しようとする申請でございます。

159号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

160号は、〇〇会社が、〇〇氏 外3名から、所有権移転を受け、事務所兼事業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

161号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

なお、是正案件である2件は、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。

以上12件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、12件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 150、151号 問題ありません。
152号 問題ありません。
153、154号 問題ありません。
155、156号 問題ありません。
157号 問題ありません。
158号 問題ありません。
159号 問題ありません。
160号 問題ありません。
161号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということでありますので、以上12件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

次に13ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。
詳細につきましては、議案書16ページから39ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、136件、面積は、40万2千150㎡となっております。
また、所有権の移転は、7件、面積は、2万958㎡となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

次に、40ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。

事務局 平成29年12月16日から、平成30年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、47件、受理いたしました。

また、農地バンクへの農地登録申請及び、利用登録申請を、併せて20件、受理いたしました。

内容の詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。

事務局担当 議案書ページ52から54までが、直近の農地バンクへの農地の登録申請であります。

ページ53、番号8の、〇〇氏を例に、説明させていただきます。

農地バンクへ農地を登録したいと申し出た方が、〇〇氏であります。経営面積は、〇〇㎡。〇〇の3筆を農地バンクへ登録し、3筆とも売却、貸付けともに希望されています。

ただ、そのうちの1筆については、慣行小作権のみでありますので、この筆につきましては、農地バンクへ登録しない、却下という

事務局担当 | ことをご了承願います。

次に、ページ53、番号10、〇〇氏ですが、3筆の現地を確認したところ、植林がされており、現況、農地ではない。耕作には不適でありますので、登録は却下ということをご了承願います。

次に、ページ54、番号10、〇〇氏の申請であります。現地の確認をしたところ、多くの農地が放置のため、雑木が生えており、近隣の方の苦情により、櫛部さんの息子さんが、雑木を伐採している最中でした。立木を伐採しても、根はそのまま残るので、耕作には不適であるため、12筆、全筆の登録は却下ということをご了承願います。

これらの方々以外の農地は、遊休農地が含まれるものの、耕作には耐えられるという判断で、農地バンクへ登録ということで、ご了承願います。

次に、議案書55ページにあるのは、農地バンクに登録された農地を借りたい、買受けたい方々の登録申請であります。

3名とも認定農業者であり、それぞれの予定作目、希望面積及び希望の地域がありますが、本日、ご了承をいただければ、今後、農地登録者とのマッチングを図ってまいります。以上です。

議 長 | 以上でございますが何かご意見等、ございませんでしょうか。

委員一同 | 異議なし

議 長 | 無いようですので、以上、報告承認案件について、ご了承願います。

本日の議事日程は、全て終了いたしました。他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成30年2月5日 午前11時00分